

県民限定で県内旅行の割引を行う「かながわ県民割」の登録事業者募集開始のご案内

神奈川県は、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地元・神奈川県の魅力を再発見する契機とするため、県民限定で県内旅行の割引を行う「かながわ県民割」を実施する予定です。この事業の実施に向けた準備として、対象となる旅行商品を扱う登録事業者を募集していますのでご案内します。

1. 対象事業者

- 1) 神奈川県内に本店、支店又は営業所がある旅行事業者、宿泊事業者及び船舶事業者
- 2) 日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent。インターネット上だけで取引を行う旅行事業者）

※令和2年度に登録していただいた事業者も、改めて登録していただく必要があるので、御注意ください。

2. 募集期間

登録を希望される方は、特設サイトにて登録要件を確認の上、令和3年11月15日（月）までにお申し込みください。

3. 登録方法

【地元かながわ再発見（かながわ県民割）支援対象事業者専用ページ】にて登録
<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/?p=we-page-entry&spot=389531>

4. 割引額

宿泊旅行（旅行代金 6000 円以上）：3000 円（再発見エリアは 5000 円）

日帰り旅行（旅行代金 3000 円以上）：1500 円（再発見エリアは 2500 円）

※三浦市は再発見エリアとなります。

5. 主な登録要件

業界別ガイドラインの遵守、「感染防止対策取組書」の登録・掲示、飲食を提供する事業者（部屋食のみを提供する宿泊事業者を除く）にあっては「マスク飲食実施店認証書」の掲示が、主な登録要件となります。なお、今後の状況によっては、「ワクチン接種済証や陰性証明の確認」を追加するなど、要件を変更する可能性があります

【お問合せ】 中小企業相談所（TEL 046-881-5111）